

教師の教育研究の自由（二）

学校長 鈴木英一

1. 川井訓導事件の悲劇

1988年度の本紀要において、戦後改革における教師の教育研究の自由を概観したので、ひきつづき戦前日本の場合、つまり天皇制絶対主義の時代に話を進めることがある。

そのさい、象徴的な事件として思い出されるのは、今から65年前、1924（大正13）年9月に起きた川井訓導事件である。松本女子師範学校附属小学校の川井清一郎訓導は、文部省の視学委員・県学務課長・県視学が参観するなかで、小学校4年の修身の授業を行った。彼は、教科書を使わずに、「護持ヶ院原の敵討」の話をした。話が終ると、学務課長は教壇に上がって、「今日は一体どういう授業だ」「教科書を持っている人は手を挙げなさい」と言った。視学委員は「あんな授業をしていては、附属の訓導として価値がない」と講評した。それから、川井訓導は休職処分を受け、退職し、二度と教室へ姿を見せることはなかった。当時の教え子は、次のように語っている。

「修身の時間の先生の話はおもしろかった。教科書の中味を勉強するのではなく、教科書を土台にいろいろ話をしてくれたから、自由教育になりつつあったのだと思います。

事件の翌日学校に行くと、すでに先生の姿はなく休職したと言われて、驚きました。もう一生先生に会えないのかと思うと悲しくてみんなで泣きました。」

この事件は、当時、自由教育を推進していた信濃教育会にたいする国家権力の弾圧であり、とりわけ、実験校としてリーダー的な役割をになっていた附属学校にたいし、国家主義的修身授業の一的実施をねらった弾圧事件であった（浜田陽太郎・石川松太郎・寺崎昌男編『近代日本教育の記録』下巻、日本放送出版協会、1978）。

2. 戦前日本の教師の地位

川井訓導事件に限らず、戦前日本の教師にたいする弾圧事件は数多い。天皇制国家の国家主義的・軍国主義的支配は、教員支配と教育内容統制に顕著に現われていた。「教員トハ国家ノ命令ニ依リ教育事業ヲ分担スル者」と定義され、教育権・教育の自由は否認されていた（小林歌吉『教育行政法』1900年）。

教育内容の決定と監督は、「国家事務」であり、国の支配が貫徹していた。「教科書の内容は国家の大理想に合致して之に反してはならぬ。我国の理想は歴代天皇の聖旨に依りて明らかであるが、明治23年10月30日に下し賜うた『教育に関する勅語』に照々と輝けるを見る」とされた（谷原義一『教科書行政法』、1935年）。

さらに、教育法規において「学校長及教員ハ教育に關スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ」（小学校令施行規則133条、小学校以外にも準用）とされ、教育勅語の趣旨を教育目的とすることが、教師の法律上の義務とされていたのである。

3. 日の丸・君が代と戦前教育

戦後から今日に至るまで、日の丸・君が代の問題は絶えず論議されてきたが、新聞社説が指摘するように、国民的合意は形成されていない。同時に、戦前・戦時の教育を受けてきた者にとって、両者とも軍国主義教育の思い出が鮮明であり、教育勅語や「御真影」と分ち難い存在である。

戦争もたけなわの頃、隣家の母一人子一人の家庭の青年が出征して行った。白いかっぽう着を着て、日の丸を振る主婦たちが囲むなか、緊張でたどたどしく挨拶している姿を忘れない。青年を送るものは、日の丸を振りながら歌うのである。

「母の背中に ちさい手で 振ったあの日の 日の丸の 遠いほのかな 思い出が 胸に燃えたつ 愛國の 血潮のなかに まだ残る……」

去年の秋よ つわものに 召し出されて 日の丸を 敵の城頭 高々と 一番乗りに うち立てた 手柄はためく 勝ちいくさ」（日の丸行進曲）

そのうち、東京は空襲で皆散り散りになり、その後の青年の消息を知らない。

祝祭日の学校行事の印象も強烈であった。校門には日の丸が掲げてある。教育法規で、式順が定めてある（国民学校令施行規則47条）。そこから、行事を再現すると、次のようになる。

1. 教員及び児童「君が代」を合唱する。
2. 教員及び児童「御真影」（天皇・皇后の公式写真）にたいし、最敬礼を行う。
3. 校長、教育勅語を奉読する（参列者は奉読の始まるとき同時に、上体を前に傾けて拝聴し、奉読の終

たとき、敬礼をして元の姿勢におもむろに復する)

4. 校長、教育勅語に基づき訓話をを行う。

5. 教員及び児童、その祝日に相当する唱歌を合唱する。

とくに、教育勅語については、「勅語節」といわれるよみ方まで定められていた。「朕惟ニニ（威厳円ヤカニ）、我カ皇祖皇宗（高ラカニ）、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ（莊重ニ）、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ（莊重ニ）、我カ臣民（揚）、克ク忠ニ克ク孝ニ（明晰）……」というように読むのである（佐藤秀夫「天皇制公教育の形成史序説」）。奉読が終ると一せいにハナジルをすりあげる音がすると、新聞は描写している。

このように、当時少国民として軍国主義教育を受けたものにとって、君が代・日の丸というと、思い出されるのは、あの神がかり的な勅語の奉読風景である。

このように、戦前もてはやされた日の丸も君が代も、一度も、国旗・国歌であると正式に法で定められたことはなかった。これは、今日に至るまで変わっていない。それが、戦前、国民に強制されたのは、天皇大権という超法規的権力であった。主権在民の日本国憲法をいただく戦後の教育においてはどうであろうか。答は自づと明らかである。

4. 戦前日本の民主的教育遺産

冒頭の川井訓導事件においても、事件が報道されると、教権侵害、官僚横暴、「附属でやっていることのどこが悪い」と世論は沸騰し、県知事・県学務課長・県視学等関係者はすべて県外転出となったというから、多少の救いはあった。

戦前日本において、教育行政という学問は絶対主義的官僚制を擁護する特徴が主流をなしていたにもかかわらず、大正デモクラシーの時期を中心に、国民と教師の自由を強調する考え方を見られた。

すでに、1906（明治39）年には「小学校の教授の如きも教則の目的小学校の本旨に反せざる限りに於ては職務上の独立権の範囲なり校長といえども猥りに干渉すべきにあらざるなり地方の郡視学が其方法に関して猥りに干渉する如きは能く聞く所なるが之れ不法越権の行為たるが故に茲に一言して置くのみ」と、教員の職務上の独立権が明言されている（稲苗代『日本教育行政法述義』）。

さらに、京都帝国大学教授で、行政法講座を担当した織田萬も『教育行政及行政法』（1916）において、教育の自由を、次のように論じた。「我憲法ニ規定ナシト雖モ決シテ其自由ヲ否認セルニハ非ス教育ノ自由亦然リ蓋シ教育ノ自由ハ教フルノ自由ト学フルノ自由トノ両方面に亘リテ存スルモノニシテ畢竟思想若クハ信仰ノ自由ニ他ナラス教フルノ自由ハ各人カ自由ニ己ノ思想若クハ信仰ヲ他人ニ伝フル所以ニシテ学フルノ自由

ハ各人カ自由ニ己ノ好ム人ニ就キテ其思想若クハ信仰ヲ受クル所以ナリ」と、教授と学習の自由を強調した。

教育学からは、龍山義亮が「教育政策は画一に失せず十分教育家の自由活動を認むるものたらねばならぬ」と説いた（『教育行政原論』1932年）。教育を受けることは、国民の義務ではなく、権利であると主張したのは、下中弥三郎『教育再造』（1920）や阿部重孝『教育改革論』（1937）であった。

これらの教育の自由と権利を強調する考えは、戦前日本においては陽の目を見ない教育遺産として受け継がれ、戦後改革において花開くのである。

学校行事に限ってみても、戦前において不当な弾圧があったことが伝えられている。勅語発布の翌年、1891年、第一高等中学校教員の内村鑑三は、教育勅語奉読式のさい、キリスト教徒としての良心から、他の人たちのように深く拝礼せず、ちょっと頭を下げただけだったが、これが非難され、職を追われた（山住正己『教育勅語』）。1937年には、同志社大学総長の湯浅八郎は、紀元節のさい、「御名御璽」を「ぎょめいぎょじ」と読まずに「おんなみしるし」と読んだため、「勅語誤読」と攻撃された。これは「誤読」でなく、彼の「抵抗」であった。さらに同年、同志社予科の新村猛、真下信一の両教授（戦後、名古屋大学文学部教授）が検挙されたため、湯浅は引責辞職し、米国へ亡命する（戦後帰国し、総長に復帰する『同志社百年史』）。

「御真影」についても同様である。地震・津波・火災などの学校災害により殉職した教師には「御真影を背負った死体」などと事実が歪められた美談が創られ、奉護義務が強化される。1943年「御真影は只の紙でしかない。宿直などする必要はない」と語った教師は、不敬言辞として検挙され、教壇を追われる（岩本努『御真影』に殉じた教師）。

キリスト者集団の灯台社、明石順三の3人の子どもたちは、小学校で3人そろって日の丸にたいする敬礼を拒んで、運動場の横に立たされ、全校生徒の前で校長に叱られるという事件もあった（稻垣真美『兵役を拒否した日本人』）。なお、米国では、第二次世界大戦中の1943年、国旗への敬礼を強制することは憲法違反であると、連邦最高裁は判決している。戦時であるにもかかわらず、愛国心の押しつけより、国民の反対する自由と少数者の権利を尊重するという趣旨であった。

以上のように、戦前教育は、学校行事についても不当な弾圧事例を数多くもっている。いいかえれば、日本の教育は、いばらの道をのりこえ、今日の時点に到達している。附属で起きた川井訓導事件をはじめとする戦前教育の抵抗と遺産、その歴史的教訓を名古屋大学附属中・高等学校は忘れてはならないであろう。